令和８年（フ）第３７７号
茨城県水戸市堀町1194番地の10　クランメール堀町Ａ棟206号
債務者　松嶋　優希
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第６３４号
栃木県日光市瀬川298番地２　スリーハイツＡ203、前住所栃木県日光市山口64番地86松ヶ丘ハイツ201
債務者　齋藤　芳明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６２号
栃木県下野市下古山3260番地７　プリムヴェールＢ棟202号
債務者　五月女美紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３０３号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目３番18号コーポ一之宮202号
債務者　宮本　信一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８７３号
横浜市泉区新橋町63番地５　緑園都市リルターラックスマンション壱番館205号
債務者　鈴木　福人
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３１号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区26棟503号
債務者　中村　利雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２１１号
横浜市戸塚区前田町407番地１　コーポミナモト201号
債務者　小佐野七海
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７９号
横浜市鶴見区駒岡４丁目28番１―303号
債務者　又地　早織（旧姓屋代）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２２号
横浜市保土ケ谷区星川２丁目11番17号　メゾン飯岡２Ｆ
債務者　清水　幸江
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０１号
神奈川県大和市渋谷１丁目13番地　市営渋谷住宅１―402号
債務者　櫻井めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６１５号
横浜市南区六ツ川２丁目55番地８　日進コーポＢ―３
債務者　松岡　　瞳
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６３０号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅７棟301号
債務者　山口　君夫
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６３１号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅７棟301号
債務者　山口　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１号
長野市青木島町綱島170番地２
債務者　蕪木　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８３号
長野市大字金箱802番地２
債務者　竹内　真実
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
長野市大字南堀639番地１　有料老人ホームラッキー
債務者　青木　正江
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係